

アナログテレビ放送は、7月24日に終了します！

アナログ放送の終了まで、あと1ヶ月となりました。

「地デジ」対応機器の準備はお済みですか？

ご家庭の機器で、地上デジタル放送が正常に受信できることを確認してください。

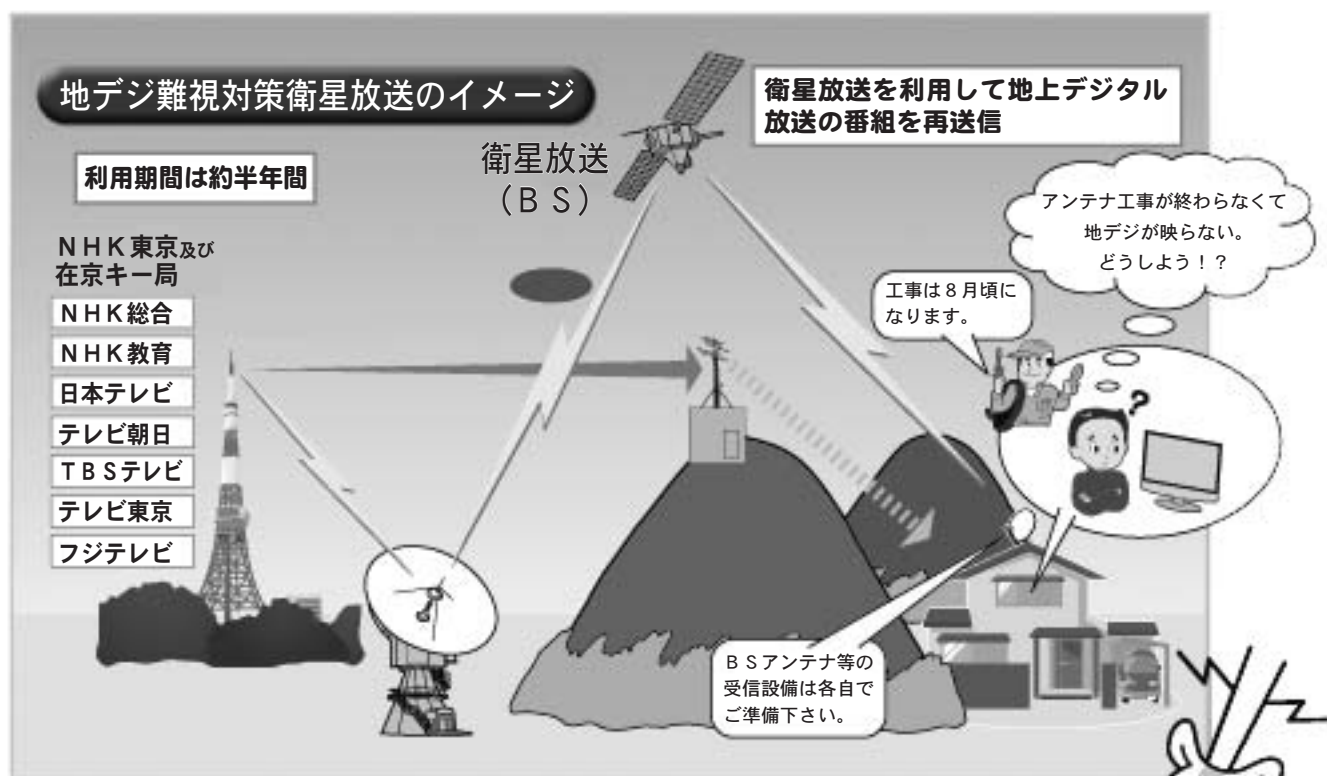
アナログ停波までに地デジ工事が間に合わない皆さまへ

地デジ難視対策衛星放送の「一時利用」について

アンテナ工事の遅れ等のやむを得ない事情により、アナログ停波時にデジタル化が未対応の方でも、一時的に「地デジ難視対策衛星放送」を受信できます。ただし、BSアンテナ等の受信設備は各自でご準備いただく必要があります。

利用受付期間は、平成23年6月1日から平成23年7月31日までです。また、ご利用期間は、受付後、約半年間です。

※東日本大震災の影響によりテレビ視聴ができなくなった方もご利用いただけます。



地デジ難視対策衛星放送の申込み・お問い合わせは

地デジ難視対策衛星放送受付センター

【電話】 0570-08-2200

※上記電話番号でつながらない場合は、045-345-0522
お掛け間違いのないようお願いします。

【受付時間】 平日9時～21時まで 土・日・祝日9時から18時まで



Dpa

社団法人地上デジタル放送受信協会

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

すでに、新聞・テレビなどでお知らせされていますが、
消防法が改正され、各市町村の火災予防条例によって、
平成23年6月1日から、**すべての住宅**に
設置が義務付けられました。

煙式



熱式



～なぜ義務化になったの？～

住宅火災で亡くなった人のうち、7割の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。また、「逃げ遅れ」が多い理由として、火災が夜間就寝中に発生している例が多いことも原因となっています。

こういった犠牲者の何割かは、火災警報器によって、早めに火災の発生を知り助かった可能性があったのです。なかでも高齢者は、火災で亡くなった方のおよそ6割を占めているのが現状です。

～どこに設置するの？～

取り付ける場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも設置が必要です。(煙感知器)

取り付ける数は、家の階数、部屋数で異なります。

また、義務ではありませんが、安心のために「台所」への設置もおすすめします。(熱感知器)

※感知器は日本消防検定協会マーク付きのものをお選び下さい。



NSマーク



悪質な訪問販売や点検にご注意下さい！

住宅用火災警報器や消火器を対象とした、悪質な訪問販売や点検が急増しています。被害に遭わないよう次の点にご注意願います。

- ① 既存住宅の住宅用火災警報器の設置義務化は、条例で定める日から適用となります。(罰則はありません。)
- ② 住宅用火災警報器は、町内の取扱い販売店もしくはホームセンター等で容易に購入できます。なお、消防署や日高町役場では販売していません。
- ③ 住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能であるが、設置を業者に依頼する場合は、事前に見積を取るなど納得の上で設置を依頼して下さい。
- ④ 火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定期間は契約の解除が認められています。

☆☆☆「怪しい」と感じたら、その場で断ること！絶対に即決・契約をしないこと！☆☆☆



設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係 (TEL 01456-2-1521)

日高支署予防係 (TEL 01457-6-2244)

※日高町ホームページにも掲載しています。